

犯罪被害者の権利を確立

全国犯罪被害者の会 NAVS (あすの会)

政策を提案する集団

全国犯罪被害者の会 NAVS (National Association of Crime Victims and Surviving Families) (通称: あすの会) の歴史は、平成 11 年に、現代表幹事の岡村勲さんをはじめとする犯罪被害者遺族 5 人が集まり、犯罪被害者の悲惨な現状について語り合った事にはじまる。遺族 5 人が「被害者の現状を社会に訴え、被害者の権利と被害回復制度の確立を目指し、国や社会に働きかける」ことを決意し、平成 12 年には第 1 回シンポジウム「犯罪被害者は訴える」を開催。シンポジウムには、全国から犯罪被害者が多数あつまり、誰からも援助されることなく放置されていた犯罪被害者の実情が余すことなく伝えられた。このシンポジウムを通じ、犯罪被害者の会(現全国犯罪被害者の会)が誕生した。

現在では、関東支部、関西支部、九州支部のそれぞれにおいて交流会等独立した活動を展開しており、会員数は約 360 人にのぼる。会員の約半数は、殺人被害のご遺族である。

あすの会では、会の設立当初からの活動目的として、「犯罪被害者の権利の確立」、「被害回復制度の確立」を掲げており、その活動内容は外国の犯罪被害者制度の調査研究、行政への法的陳情、大規模署名活動等に及ぶ。

平成 14 年には、岡村代表幹事、常磐大学の諸澤英道教授をはじめとするヨーロッパ調査団を組み、十数回にわたる勉強会ののち、被害者参加制度の先進国であるフランス及びドイツへの派遣を行っている。

(ヨーロッパ調査団の報告書は、あすの会 HP (<http://www.navs.jp/>) にて購入可能)。

ヨーロッパ調査において多くの収穫を得て、翌平成 15 年～平成 16 年にかけては、調査結果をさらに深堀りすべく、あすの会独自の「訴訟参加研究会」、「憲法調査研究会」、「補償制度研究会」の 3 研究会を発足（後の顧問弁護団となる）。さらに、3 研究会での調査結果等を踏まえ、平成 16 年には第 2 回ヨーロッパ調査団の派遣を行っている。

また、ヨーロッパ調査団の派遣、3 研究会における活動と並行し、平成 14 年 12 月～平成 16 年 4 月にかけて、大規模な「犯罪被害者の権利を確立するための署名活動」を実施。あすの会会員が全国各地の街頭に立ち、街の人、通行人に呼びかける形式で行った署名活動は、全部で 557,215 人分の署名を集めた。

平成 15 年には、小泉内閣総理大臣、森山法務大臣に面会、署名結果（途中経過）を提出した。これを受け、自民党司法制度調査会は、検討を開始しプロジェクトチームを立ち上げた。また、法務省では同年、犯罪被害者保護施策研究会を設置、訴訟参加や附帯私訴の導入等に向けて国をあげての活動を開始することとなる。

「我々は、政策を提案する集団と言えます。その意味では、他の被害者団体と比較しても特殊な団体と言えるでしょう」（松村さん）。ヨーロッパ調査団の派遣、署名活動の後も、岡村代表幹事をはじめとするあすの会では、たび重なる国への陳情、日弁連との話し合いを行った。その結果、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図る」ことが明記

された「犯罪被害者等基本法」の制定（平成 16 年 12 月）、刑事裁判において被害者が被告人に質問することなどを可能とする「被害者参加制度」（平成 20 年 12 月）、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言い渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定することのできる「損害賠償命令制度」（平成 20 年 12 月）等として実を結んだ。

このような成果を収めることができたのは、国民、各界の援助の賜物である。特に



副代表幹事 松村恒夫さん



幹事 宮園誠也さん

岡村代表幹事の母校同窓会が中心となって、「犯罪被害者を支援するフォーラム」を立ち上げ、当会を支援した。それにより財政的基盤を作ることができた。その他事務所の提供、事務員の派遣など多方面から協力を得て今まで歩んできた。

また、あすの会では「被害者の支援」も活動目標の一つに掲げており、被害者の報道被害からの救済、法律相談、被害者同士の交流会の開催等も精力的に行っている。

今後の活動の展開

前述のとおり、あすの会では「政策を提案する集団」としての、設立当時の目標はおおむね達成したといえる。しかし、あすの会の活動はまだ終わらない。「犯罪被害者、犯罪被害者遺族が自ら被害者活動を行わなければならぬのが今の日本の現状です」（松村さん）。「日本の犯罪被害者に対する政策は、諸外国と比較してもまだまだ遅れています。特に、被害者・被害者遺族に対する経済的補償に関しては、十分な援助を受けるには程遠い現実が

あります」（宮園さん）。平成 22 年 1 月 23 日に開催された、あすの会の節目となる「全国犯罪被害者の会 創立 10 周年記念大会・シンポジウム あすの会 10 年の歩みと今後の課題」では、大会決議として「経済的補償制度の確立」、「公訴時効の廃止」、「被害者参加制度及び国選弁護制度の真なる推進」が掲げられ、採択された。「大会で掲げられた大会決議が、あすの会の今後の活動目標、課題そのものといえます」（松村さん）。



10周年記念大会の様子



事務局の様子



事務局の様子

連絡先

全国犯罪被害者の会 NAVS（あすの会）

URL : <http://www.navs.jp/>